



農業はじめるなら



しもかわ

下川町で農業を始めたい方へ

強い信念と目標が必要です

農業で成功するためには、多大な努力と経営手腕、逆境にもめげない強い信念が必要です。「会社勤めよりも楽」「田舎暮らしや自然に囲まれた生活に憧れる」といった安易な理由や、夢や理想の気持ちだけで、生計を立てるのは非常に困難です。

また、実際に生活していくためには、共に従事していく家族の合意も必要です。今一度、自分が本当に「農業で生きていく覚悟」があるか、「将来の目標」は何かを改めて考えた上で決断する必要があります。

自己資金が必要です

新規就農（参入）の方は、全く何もない状態から経営をスタートすると初期の設備や機械投資に相当なお金が必要となりますので、下川町では、住宅に居ぬきで入り、離農農家が使用していた農機具やハウスなどを事業継承することを推奨しています。

また、農業という仕事は、その年の天候によって収入が大きく左右されます。悪天候で収入が減少したときの「補てん」としても、お金が必要です。

農地を取得するためには「新規就農者の認定」

独立して農業を経営するためには、農地が必要となります。農地を所有したり借りたりする場合は、農地法第3条の規定に基づき、下川町農業委員会（以下「農業委員会」という。）の許可を受けなければなりません。

農業委員会の許可を受けるためには、様々な基準を満たす必要があります。その上で、許可申請を行い、許可・不許可については、農業委員会総会により決定されます。ここで許可となって初めて農業を事業として行い経営できることとなります。

下川町では、町外から新たに移住し又は町内において新たに農業を営もうとする方が、営農の実践経験を積む中で、将来独立した新規就農者になれるよう知識や技術を習得し、その実績から、農業委員会で「農業経営者」として認めてもらうことができるように、それぞれのステージに合わせた支援を行っています。

下川町の主な就農形態と新規就農者状況

「施設園芸栽培 + 畑作」

下川町の農業経営は、施設園芸ハウスを活用した軽量高単価の野菜（ホワイトアスパラガス、グリーンアスパラガス、フルーツトマト、キヌサヤエンドウなど）を生産しており、大型機械を個人で所有する必要はなく、比較的少ない資金で就農でき、畑作物（小麦、そば）は生産組合に加入することで作業を委託することが可能です。

新規就農者状況

下川町では、これまで16戸（耕種11戸、酪農5戸）が就農し活躍しており、現在も3戸（耕種2戸、酪農1戸）が就農を目指して研修中です。

下川町はあなたを支援します

下川町では、新たに農業を営もうとする方に対して、実践から経験できる短期間の農業体験を始めとして、農家での営農実習や農業大学校等での営農知識・技術の習得といった一定期間の研修による営農に向けた経験の蓄積、そして、農業経営者としての営農の始まりである「新規就農者」、また最終的には「農業者」となることができるよう、それぞれのステージに合わせた認定を行い、将来農業の担い手となる方の早期定着と経営の安定を図るため必要な支援を行う「新規就農者等支援事業」を実施しています。

あなたも、北海道下川町で自分の可能性にチャレンジしてみませんか

※なお、受入れについては、農地等の状況や受入先農家の状況等により、ご希望の時期にご対応できない場合もあります

対象者

- ・生活の拠点を3大都市圏及び都市地域等から下川町へ住民票を異動させた者であり、下川町内において新たに農業を営もうとする者で、配偶者又は共に農業経営を行おうとする方（親子、兄弟、知人・友人同士などの共同経営予定者）を有している方。
- ・上記の方の年齢は、当初の認定時において20歳以上55歳未満。



※農業経営では、借入金の償還が長期間（長いもので20年など）に渡りますので、完済までの期間なども考慮した設定としています。

支援

・下川町では、新規就農者の早期定着と経営の安定を図るため、それぞれのステージに合わせた認定を行い、補助金等の交付や、貸付金（連帯保証人が必要）による支援を行います。

新規就農体験者

まずは農業体験して、適正を確認しましょう。

新規就農予定者

1～2年以内

- ①報 償 金：1人あたり月20万円、240万円/年
- ②活 動 費：農業活動に要する費用 1人あたり160万円/年
（講習受講費、消耗品費、交通費、旅費、備品購入費等）
- ③起業支援金：下川町で就農（起業）する場合、100万円を支給
※任期終了日から起算して前後1年以内

新規就農者

5年以内

- 農地等賃貸料補助：農地、施設等の賃貸料の1/2以内を補助
- 農業制度資金等補助：農地、施設等取得のための借入金額の1/5を補助（1,000万円を上限）
- 固定資産税補助：農業経営開始当初の農地、農業用施設の固定資産税相当額を発生から3年以内補助
- 生活環境整備補助：生活、住宅環境の整備にかかる事業費の1/2以内を補助（メニューにより限度額が異なる）

農業定着

下川町ってこんなところですよ



毎年2月に
アイスクャンドル
ミュージアムを
開催してます。
昨年は約3,500個の
アイスクャンドルが
街中に灯りました。



完熟トマトを使った
トマトジュース

毎年8月にうどん祭りを
開催しています。
町外からもたくさんの方が来場され
2日間街中が賑わいます。



日本最北の手延べ麺

下川町は、北海道の北部に位置し、町の
総面積644.54km²のうち約9割を森林が占
める農林業の町です。

内陸性の気候で、夏には30度、冬に
は氷点下30度を超え、年間気温較差は
60度以上にもなる、国内で最も「寒暖
の差」が大きい地域です。

春には桜が咲き誇り、夏には活き活き
とした草木の緑が広がり、秋には紅葉で
山々が赤や黄色に染まり、冬には白い雪
が町を銀世界に変える、彩り豊かな四季
折々の美しさを暮らしの中で感じるこ
とができます。

そんな森林（もり）のぬくもりに抱か
れた下川町へ、ぜひお越しください。



下川町イメージキャラクター
「しもりん」

お 問 い 合 せ

〒098-1206 北海道上川郡下川町幸町63番地
下川町役場 産業振興課 農業振興係
電話 (01655) 4-2511 (内線145) FAX (01655) 4-2517